

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。

- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

エ トラックの逸走防止措置の実施

オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
イ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

年間安全衛生管理計画を作成しましょう

労働者の安全と健康を確保するためには、労働安全衛生関係法令に定める事項を確実に実施するとともに、各職場では自主的な安全衛生活動を展開し、職場の危険・有害因子を除去・低減する必要があります。

そのため、各事業場では、安全衛生の目標を設定し、年間を通じた実効性のある「安全衛生管理計画」を作成するとともに、労働者の協力の下「計画→実行→評価→改善」(PDCA)という一連の過程を実践し、安全衛生管理の徹底を図って下さい。

1 安全衛生管理計画の作成手順

(1) 作成の手順

安全衛生管理計画は以下の手順で作成します。安全衛生管理計画の作成に当たっては、安全衛生委員会等の場を活用し、実現性のある具体的な内容とすることが重要です。

- ① 安全衛生の基本方針の策定
- ② 職場の問題点の把握
- ③ 安全衛生目標の設定
- ④ 重点項目と具体的実施事項の設定
- ⑤ 実施時期の設定

(2) 安全衛生の基本方針の策定

経営トップが労働災害にどのような基本方針で臨むのか「安全衛生基本方針」を示し、労働者に周知することが重要です。

基本方針には、事業場が1年間で取り組む基本的な方向について、具体的かつ簡潔に表現して下さい。

(基本方針の例)

基	1 安全衛生委員会による組織的、かつ、継続的に自主的安全衛生活動を実施していく仕組みを築き上げる。
本	2 職場の潜在的な危険性又は有害性を明らかにし、危険の芽(リスク)の低減を実現する。
方	3 あいさつ、身だしなみ、4S(整理、整頓、清掃、清潔)を徹底し、規律ある職場を築き上げる。
針	4 全従業員の健康保持増進と快適な職場環境の形成を促進する。

(3) 職場の問題点の把握

安全衛生管理計画の作成にあたっては、過去の災害発生状況、安全衛生パトロールの指摘事項、前年度の安全活動の実施結果、危険性又は有害性等の調査結果等から職場の問題点を把握して下さい。

(4) 安全衛生目標の設定

安全衛生の基本方針、前年度の評価、特定された危険性又は有害性を踏まえ、1年間の安全衛生目標を設定して下さい。

安全衛生目標は、達成の度合いが把握できるよう出来るだけ数値化して下さい。

(年間目標の例)

年	1	安全衛生委員会の毎月開催し、審議内容を充実させる。
間	2	安全作業手順書を作成し安全教育の徹底を図る。(全作業の80%以上を作成する。)
目		
標	3	健康診断の100%実施を図り、事後措置を確実に行う。

(5) 重点項目と具体的実施事項の設定

業務内容に応じた重点施策を設定して下さい。

実施項目欄には、安全衛生目標を達成するために実施する項目、法令で定められている事項、継続して実施する事項等を具体的に記入して下さい。(危険性又は有害性の調査結果を併記して下さい。)

前年度の評価欄には、前年度の安全衛生管理計画の達成状況を具体的に記入して下さい。(危険性又は有害性の調査結果を併記して下さい。)

(6) 実施時期の設定

各実施項目について、無理のないように実施時期を定め、年間スケジュール欄に記入して下さい。(実施月に○や⇄、内容を記入して下さい。)

定期健康診断、建設機械等の自主点検(年次・月例)等の法令に基づく事項は、必ず定められた時期に実施して下さい。

2 安全衛生活動の実施と評価・見直し

安全衛生管理計画の実施事項は、実施の前月までに安全衛生委員会等で実施方法を検討して下さい。

安全衛生管理計画の実施状況を定期的に確認し、未実施の場合は出来るだけ早期に実施して下さい。また、目標、実施事項とつき合わせてチェックし、目標に達していない場合は、その原因を調査し、年度の途中であっても計画の意見直しを行って下さい。

労働災害が発生した場合には、安全衛生委員会等で発生原因と再発防止対策を審議し、出来るだけ早期に再発防止対策が実施されるよう計画の見直しを行って下さい。

3 次年度計画の作成

次年度に当初から安全衛生活動を実施できるよう、年度末には安全衛生管理計画の達成状況の評価を行い、次年度の安全衛生管理計画（案）を作成し、安全衛生委員会等で審議して下さい。

4 各現場の安全衛生管理計画

建設業においては、上記で作成した店社の安全衛生管理計画を参考に、各現場においても安全衛生管理計画を作成して下さい。

現場の安全衛生管理計画の作成に当たっては、危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）結果を反映することが重要です。

現場の安全衛生管理計画は、安全衛生協議会等の場を活用し、関係請負人にも周知して下さい。



令和5年度安全衛生管理計画書

(コピーして使用して下さい。)

代表者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者

事業場名 _____

〒 _____

所在地 _____

業種 _____

労働者数 男 _____ 女 _____ 人 計 _____ 人

社内協力事業場数 _____ 社

派遣労働者数 _____ 人

基本方針	
------	--

重点施策	実施項目	前年度の評価	目標	年間スケジュール												備考		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			

自社の実施可能な計画を作成の上、令和5年7月31日までに、所轄労働基準監督署に提出して下さい。(本様式は愛媛労働局ホームページに掲載しています。)

転倒災害防止対策として段差の解消・手すりの設置などのハード面だけでなく、運動や安全衛生教育などソフト面の対策 (該当する番号に○を付けてください。)	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない 腰痛予防対策 (該当する番号に○を付けてください。) 1 取り組んでいる 2 取り組んでいない 熱中症対策として暑さ指数(該当する番号に○を付けてください。) 1 把握している 2 把握していない メンタルヘルス対策(該当する番号に○を付けてください。) 1 取り組んでいる 2 取り組んでいない
--	---

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保対策(該当する番号に○を付けてください。)

1 取り組んでいる 2 取り組んでいない

各対策の詳細は、以下のホームページをご確認下さい。
 ○職場のあんぜんサイト:STOP! 転倒災害プロジェクト
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>
 ○腰痛予防対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzen/sei02_00005.html
 ○高年齢労働者の安全衛生対策について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpag_e_00007.html
 ○職場のあんぜんサイト:メンタルヘルス対策[安全衛生キーワード]
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo04_1.html
 ○STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんせんサイト

HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

- 各種教材・ツール(日本語) • Learning Materials and Tools(英語) • 各種教材・資料(中国語)
- Các loại giáo trình/công cụ(ベトナム語) • iba't ibang materyales/kagamitan sa pagtuturo(フィリピン語)
- 各種教材・資料(カンボジア語) • Semua Materi & Sumber(インドネシア語)
- 各種教材・資料(タイ語) • 各種教材・資料(ミャンマー語)
- 各種教材・資料(ネパール語)
- Төрөл бүрийн сургалтын материал болон хэрэгсэл(モンゴル語)
- Materiales educativos y otras herramientas(スペイン語)
- Materials e Ferramentas de Aprendizagem(ポルトガル語) • 각종 교재·도구(韓国語)



働く人 家族 企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。



令和5年度全国安全週間
「高める意識と安全行動
築こうみんなのゼロ災職場」
[詳しくはこちら](#)

**事業主の方へ
補助金について**
[詳しくはこちら](#)

**STOP!
転倒災害プロジェクト**
[詳しくはこちら](#)

**安全で安心な店舗・
施設づくり推進運動**
[詳しくはこちら](#)

**安全衛生優良企業
公表制度**
[詳しくはこちら](#)

**交通労働災害の
現状と防止対策**
[詳しくはこちら](#)

お知らせ

- 2023年5月25日 安全衛生優良企業公表制度の新着認定企業を更新しました。
- 2023年5月23日 「労働災害統計」(令和4年確定値)を掲載しました。
- 2023年5月23日 「労働災害発生速報」を更新しました。
- 2023年5月11日 化学物質のリスクアセスメント実施支援「CREATE-SIMPLE」を更新しました。
- 2023年5月11日 「労働災害発生速報」を更新しました。



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業者を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類)の作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。

初めての方へ
 使用する際の
 留意事項

製造業、サービス業、運輸業

建設業

<p>製品組立作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>	<p>熱処理事業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>	<p>溶接作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>
<p>成形作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>	<p>木材加工作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>	<p>塗装作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>
<p>めっき作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>	<p>金属加工作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>	<p>印刷・製本作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>
<p>貨物製造業</p> <p>マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)</p>	<p>ビルメンテナンス業</p> <p>マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)</p>	<p>産業廃棄物処理業</p> <p>マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)</p>
<p>自動車整備業</p> <p>マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)</p>	<p>荷役作業(運輸業等)</p> <p>マトリクスを用いた方法 解説</p>	<p>食品加工作業</p> <p>マトリクスを用いた方法 数値化による方法 解説(数値化を用いた方法)</p>
<p>別用版</p> <p>マトリクスを用いた方法 数値化による方法 全汎用版</p> <p>15種類の作業・業種以外の作業用に汎用フォームシートを準備しました。</p>		

支援システムの操作(使用)方法
(建設業、製造業、サービス業、運輸業)

マトリクスを用いた方法
(詳細説明)

マトリクスを用いた方法
 (すべての作業・業種)
 「負傷又は疾病の発生の可能性」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ評価と評価とした表(マトリクス)に、あらかじめ評価値と可能性の度合いに応じたリスクの把握を割り付けておく。見取り対象となる負傷又は疾病の発生の可能性に該当する作業・業種、次に発生の可能性に該当する作業・業種により、リスクを見極める方法です。

数値化による方法(詳細説明)

数値化による方法
 (貨物製造業・食品加工業・ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・自動車整備業)ここでは、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「発生する頻度」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(足し算)してリスクを見極める方法をいいます。

最新のホームページ(建設業労働センター)「リスクアセスメント」

化学物質のリスクアセスメント実施支援のページはこちら



CREATE-SIMPLE

CREATE-SIMPLE

対象:有害性(吸入、経皮吸収)・危険性

CREATE-SIMPLE (Chemical Risk Easy Assessment Tool, Edited for Service Industry and MultiPLE workplaces: クリエイト・シンプル)は、サービス業などを始め、あらゆる業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。

ばく露限界値(またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度)と化学物質の取扱条件等から推定したばく露濃度を比較する方法となっています。英医安全衛生庁(HSE)が作成した、HSE COSHH essentialsなどに基づく、リスクアセスメント手法における考え方を踏まえた、大量(数kL、数トン)の化学物質取扱事業者から極少量(数ml、数g)の化学物質を取扱う事業者まで、業種を問わず幅広い事業者が使用可能な簡易なリスクアセスメント支援ツールです。

また新機能として、米国NIOSHの手法などを踏まえたばく露限界値から算出した経皮ばく露限界値と取扱条件等から算出した経皮吸収量を比較する方法により、経皮吸収による有害性のリスクを見積もるとともに、GHS区分情報と取扱条件(着火源の有無等)から取扱物質の危険性についてもリスクを見積もる機能を追加した画期的な簡易なリスクアセスメント支援ツールです。

特徴

- 労働者の化学物質へのばく露濃度等を測定しなくても使用できる。
- 大量(数kL、数トン)から極少量(数ml、数g)まで幅広い化学物質取扱量に対応
- 選択肢から回答を選ぶだけで、簡単にリスクを見積もることが可能。
- リスク低減措置の検討も支援しており、どこを改善すればリスクが下がるかが確認可能。
- 厚生労働省版コントロール・バンディングでは考慮していない作業条件(換気や作業時間、作業頻度など)の効果も反映。
- 吸入による有害性リスクだけではなく、経皮吸収による有害性リスクや危険性についてもリスクの見積もりが可能。

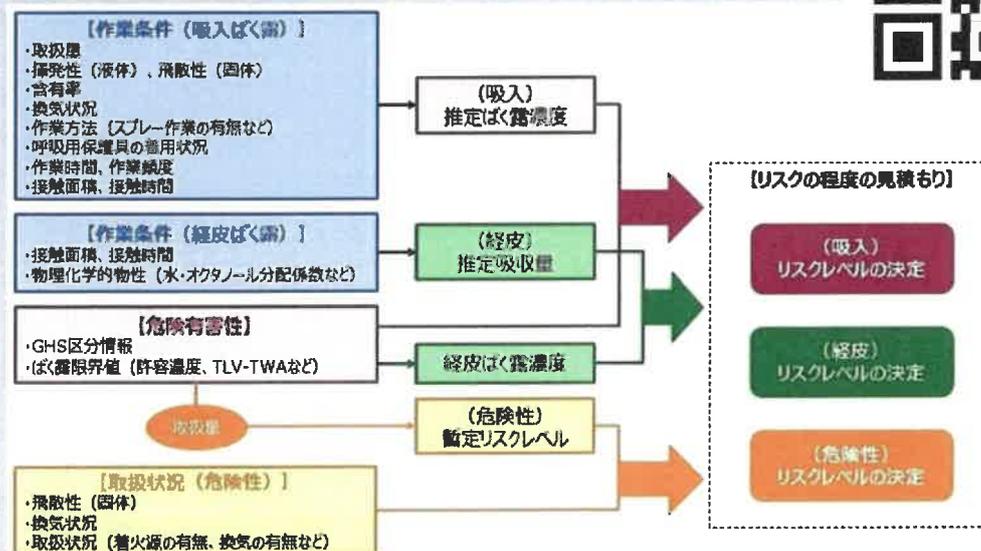
手法

- (有害性)英国HSE COSHH essentialや米国NIOSH「A Strategy for Assigning New NIOSH Skin Notations」(2009)などを踏まえた吸入及び経皮吸収による有害性リスクを見積もる手法。
- (危険性)危険性に関するGHS区分情報と取扱条件(着火源の有無等)を踏まえて危険性リスクを見積もる手法。
- ばく露限界値(またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度)と化学物質の取扱条件等から推定したばく露濃度を比較する方法。

注意点

- 短時間のばく露による健康影響は対象外。
- 何らかの理由によりばく露が大きくなるような作業については、リスクを過小に見積る可能性がある。
- 危険性については、プロセスについては対象外としており、化学物質が潜在的に有する危険性に気づくことを主目的とする場合などは、労働安全衛生総合研究所が作成した「安衛研 リスクアセスメント等実施支援ツール」などをご利用ください。

CREATE-SIMPLEの流れは次のとおりです。



名称	マニュアル・参考	ツールへのリンク
CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル 取扱基準 	<ul style="list-style-type: none"> CREATE-SIMPLE ver.2.5.9 (2023.5更新)



小売業、飲食店、社会福祉施設の
労働災害を防止しよう！

労働災害を減少させた 好事例の紹介



小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害が減少しない中、精力的に労働災害防止に取り組み、労働災害を減少させた企業・法人があります。これらの企業・法人を好事例として紹介します。

好事例1：小売業A社（総合スーパーマーケット）

企業情報

売上：約 3,700 億円 (R1.2)
 店舗：154 店 (R1.11)
 従業員：約 23,000 人 (H31)

労働災害発生状況

令和元年の労働災害(不不休含む)は、平成 29 年比、12.5%減少した。



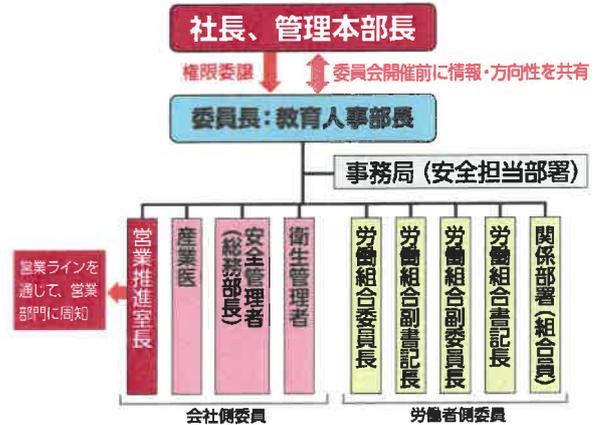
ここ数年の主な労働災害防止活動

本社中央労働安全衛生委員会 主導の取り組み

平成 28 年度から、全店舗の労働災害発生状況の分析などを基に、再発防止対策の検討を開始した。平成 30 年度からは、店舗営業を担う営業推進室長が加わり、本委員会の決定事項が、直接、店舗部門に指示されるようになった。

本社中央労働安全衛生委員会

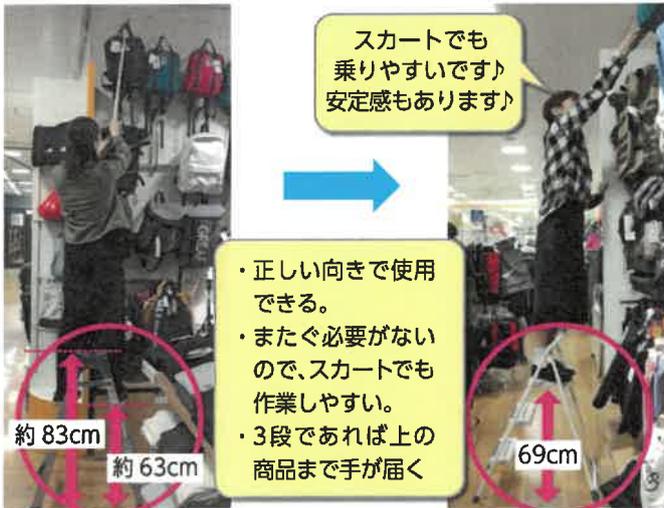
全店舗に決定事項を徹底できるようになった



高さ 80cm 以下の脚立の廃止

全店舗にある高さ 80cm 以下の脚立 437 台を廃止し、新たに踏台 614 台を購入した。一方、高さ 80cm 超の脚立は、墜落時保護用ヘルメット着用などをルール化した。

ほとんどの作業は、脚立ではなく踏台で作業できる



高さ80cm以下

高さ80cm超の脚立は、正しい使い方をルール化



高さ80cm超

脚立の正しい使い方

- 1 ヘルメット着用
- 2 一人作業禁止
- 3 補助者は側面から補助
- 4 正しい向きに設置(写真)
- 5 天板に乗らない
- 6 物を持って昇降禁止

すべり防止用、耐滑性に優れた靴の会社支給

デリカ部門には、耐滑性に優れた靴を会社支給した。月 1 回点検し、スリップサインが出たら交換する。



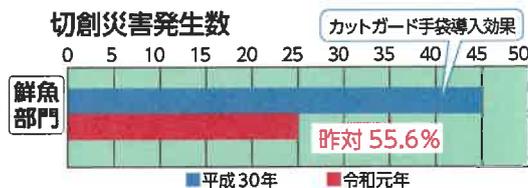
3ヶ所の内、2ヶ所以上が磨り減ってきたら、必ず交換すること！



切創防止用手袋の会社支給

鮮魚部門

平成30年10月、切創防止用手袋を会社支給し、切創災害は大幅に減少した。また、新人研修では、「包丁を扱う時は必ず2重で手袋をつける」を徹底し、習慣づけている。



青果部門

野菜カット時、段ボール開封時の切創が多いため、常時着用する「耐切創軍手」を会社支給した。

機械清掃による床ふき残しチェック

開店前の転倒災害が最も多く、中でも機械清掃の床ふき残し箇所での転倒災害が多発していたことから、清掃業者の協力の下、ふき残し箇所をモップでふき取る対策を行った。



社長による朝礼訓示“店内は小走り禁止”など

小走りによる転倒災害が多発していたため、始業45分前に店内放送で、社長が「小走りはダメです」など安全の訓示を行う。社長の一言は従業員に効果あり。

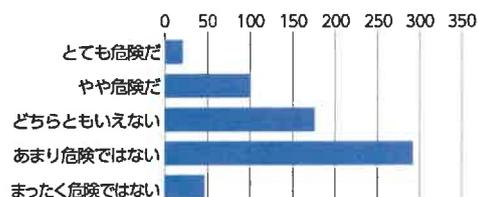
従業員へのeラーニングによる安全教育

シフト制、短時間労働のパート従業員が多く、雇い入れ時教育以外は集合教育が難しいため、eラーニングで安全教育をスタートした。視聴覚教材「小売業の労働災害を防止しよう！」<https://youtu.be/Monmu3ZliWc> (労働安全衛生総合研究所) の教育効果は高かった(下右図)。



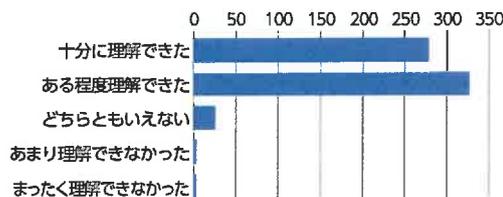
受講後アンケート結果 (有効回答637)

問 いつもの仕事は危険だと思いますか？



(視聴覚教材を見て)

問 どうすれば労働災害が防止できるか理解できましたか？



受講者の声

- ・店内やバックルームの床濡れ、整理・整頓できていないことで転倒、はみ出し陳列による転倒など、身近な危険がいっぱい潜んでいることに気づかされた。
- ・労働災害は、建設業や製造業に多いと思っていたのですが、小売業で増えていることが意外でした。
- ・決まっているルールを守る、守らせることが本当に大切だということを実感した。

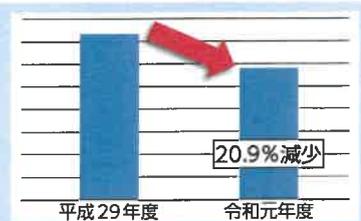
好事例 2：小売業 B 社（食品スーパーマーケット）

企業情報

売上：約 2,350 億円 (R1.3)
店舗：78 店 (R2.2)
従業員：約 10,000 人 (R2.2)

労働災害等発生状況

令和元年度の労働災害等（不休・通勤含む）は、平成 29 年度比、20.9% 減少した。



ここ数年の主な労働災害防止活動

■ 本社安全衛生委員会主導の取り組み

店舗を監督するエリアマネージャーが参加し、全店舗の労働災害防止や労務管理に関する報告を行う。それを基に、安全対策の検討、安全操作マニュアル等の改訂、設備面の対策等について主管部署に提言する。

■ 労働災害情報の一斉配信

労働災害が発生したら、即座に本社・全店舗に労働災害発生速報が配信される。

■ 安全操作マニュアルの整備

作業マニュアルに定められた標準作業を対象に、作業の安全（保護具の着用、包丁の正しい操作など）が安全操作マニュアルにまとめられている。

【改善事例】生イカの唐揚げ作業時、はねた油が顔面に飛散し火傷災害が発生。生イカに付着した水分で油はねが発生するため、クロスによる水分の拭き取り作業手順を安全操作マニュアルに追加した。

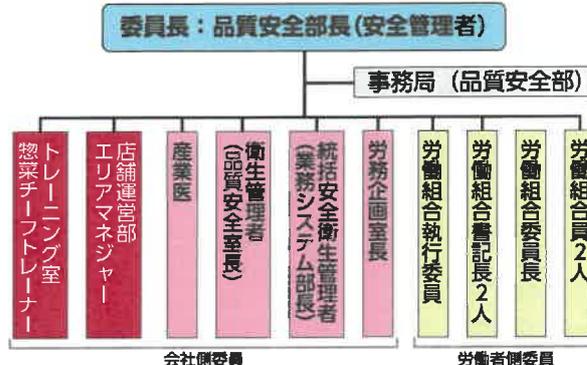
■ 切創防止用手袋の会社支給

包丁を扱う作業は、会社支給の切創防止用手袋を左手に着用、生食商品を製造する場合はその上に衛生用手袋を着用する。また、冷凍魚・鮭鱈の身卸しなど、強い力が必要な作業は、切創防止用手袋の上に金属製メッシュ手袋を重ねて着用し、保護性能を高めている。

金属製メッシュ手袋



本社労働安全衛生委員会



■ 耐滑性に優れた靴の会社貸与

精肉、鮮魚、デリカ、ベーカリー部門では、耐滑性に優れた靴を会社貸与した。



耐滑性に優れた靴

■ 腕用保護カバーの会社支給

フライヤーやオープン作業では、火傷防止用に腕用保護カバーを着用し、オープン壁面などへの素肌の接触を防ぐ。

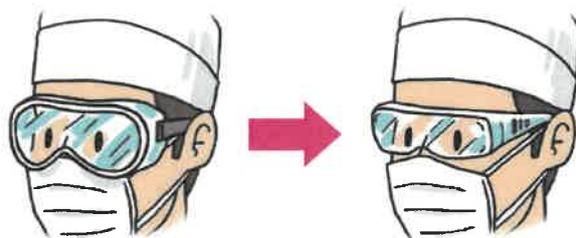


腕用保護カバー

本質的な再発防止対策

【事例】

保護メガネを着けずに薬剤飛沫が眼に入る労働災害が頻発した。原因調査の結果、ゴーグルタイプ着用時の圧迫感や、顔に密着するため他人との共用を嫌うことなどが不着用の原因とわかり、メガネタイプに変更した。

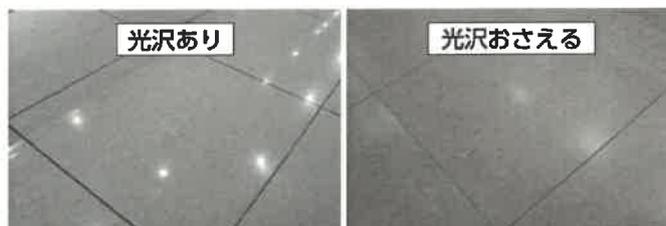


(改善前：ゴーグルタイプ)

(改善後：メガネタイプ)

床材の見直し

新店舗の設計で採用された光沢があり見映えがよい床材は、水濡れですべりやすかったことから、床材を見直し、よりすべりにくい床材に変更した。



(改善前：すべりやすい)

(改善後：すべりにくい)

従業員への安全教育

月1回、従業員は各自で安全操作マニュアル等を読み直し標準作業を再確認する。また、eラーニングを活用した定期安全教育を実施。ヒヤリハット事例は、改善事例登録システムにより全店舗で共有を図っている。

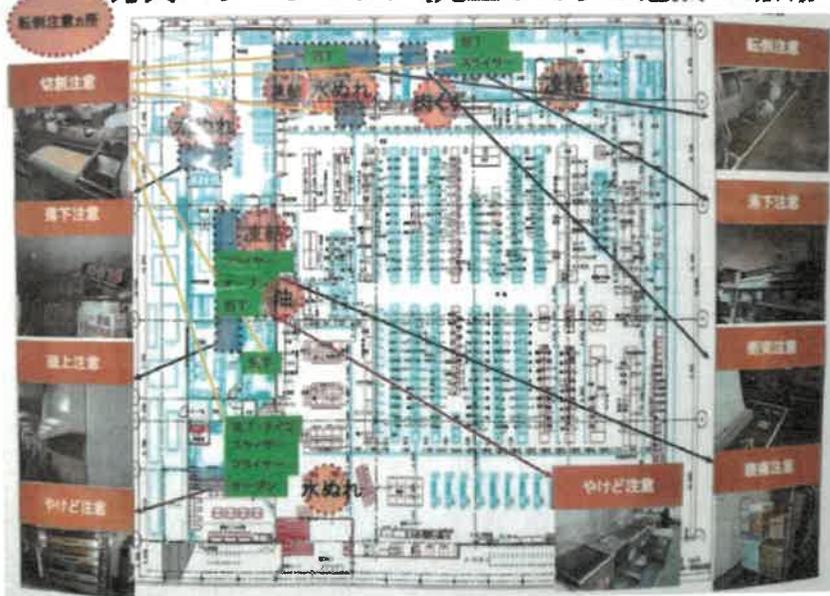
朝礼・午後礼・夕礼による安全意識の啓発

1日3回、朝礼・午後礼・夕礼を実施し、その中で、週1回、安全意識の啓発を行っている。その内容は本品質安全部で、繁忙期や季節特性、労働災害の発生傾向等を踏まえて作成している。

店舗ハザードマップ

従業員に危険箇所を周知している。年1回見直しを行っている。

労災ハザードマップ(発生しそうな危険な場所)



小走り対策

接客を急ぐあまり、小走りをした際の転倒災害が多発しているため、部門責任者にインカム(無線)を装着させ、接客時の不要な移動や小走りを減らす取り組みを行っている。



店舗安全衛生チェックリスト

月1回、店舗の安全衛生チェックを実施している。チェック項目は、安全操作マニュアル等の中から、過去の労働災害などを基に選定する他、季節特有項目もある。60項目以上のチェック項目のうち、本品質安全部が、実施頻度や時期を考慮し、毎回、約25項目を抽出している。

好事例3：飲食店Cグループ

グループ情報

ファストフード(丼物)、チェーン系専門店(ラーメン、回転寿司等)、ファミリーレストラン、チェーン系カフェ等において計20のブランドを経営

労働災害発生状況

令和元年のグループ全体の労働災害(不不休含む)は、平成28年比、3.6%減少した。



ここ数年の主な労働災害防止活動

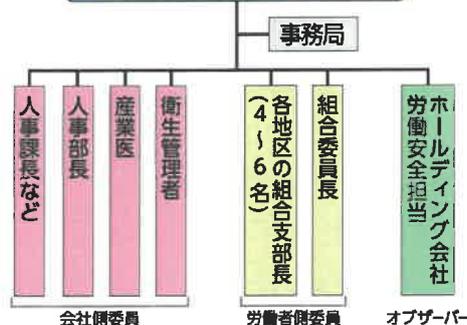
統括部門の労働安全管理

ホールディング会社による安全指導

ホールディング会社の労働安全部署のスタッフは、グループ各ブランドの本部安全衛生委員会に参加し安全指導を行っている。そこで打ち出された再発防止対策、好事例などはグループ全体に水平展開される。毎年、各ブランド人事・労務担当者、各労働組合執行委員などの参加による「グループ労働安全衛生対策会議」を開催し、労使一体で労働災害防止活動を行っている。

各ブランドの本部安全衛生委員会

委員長：COO(代表取締役)



各ブランドの取り組み

本部安全衛生委員会主導の取り組み

数年前から、各ブランド本部は安全衛生委員会をしっかりと運営するようになった。具体的には、店舗で労働災害が発生すると、不不休を含めすべて労働災害報告書が作成され、本部安全衛生委員会に報告される。再発防止対策は、本質的安全対策を社長に提案し、トップダウンで講じられている。

人手不足対策は作業工数減少。安全性向上に直結

主な従業員はアルバイトであり、長くても3年程しか勤めない。このため、店舗の基本コンセプトは、「初日でも、すんなり店舗で仕事ができるような作業環境をつくること」である。最近の人手不足は深刻で、彼らを即戦力にするには、機械化、省人化等による作業工数の減少が重要である。これは安全性の向上にも直結する。ムリ・ムダ・ムラをなくし、工数減の作業改善(厨房レイアウト変更等)に精力的に取り組む。一方、工数増の安全対策は受け入れられない。

本部配信による労働災害防止の注意喚起

出勤した従業員は、パソコン画面で本部配信情報に目を通してから作業を開始する。そこで、労働災害防止の注意事項を周知している。



危険の見える化

厨房などの危険箇所にステッカーを貼っている。



本質的な再発防止対策

① うどんかき混ぜ棒の開発

熱湯でゆでたうどんを取り出し、すぐに氷水につけ手で締める作業では、繰り返しこの作業を行ううちに、あやまって熱湯に手を入れ火傷する災害が多発していた。このよううっかりミスをなくすため、氷水の中にも手を入れないようにかき混ぜ棒を1年かけて開発した。



② プルトップ缶開け器具導入

プルトップ缶のふたを開ける際、切創災害が多発したため、缶を開ける新しい道具を導入した。



③ フ라이어作業の自動化

フライヤーの中に箸を入れ、揚げ物を取り出す際、あやまって揚げ物を落とし油がはね火傷が数多く発生していた。このため、フライヤーを使う作業の自動化機械を導入し、その中に箸を入れる作業をなくした。



④ ハサミの改善

通常の手ハサミでは、袋開封時、指をはさんだり、先端で指を刺したりなどの切創災害が多発していたため、刃先を短く先端を丸めたハサミに変更した。

先端を丸めたハサミ



⑤ 包丁で野菜カットは行わない

セントラルキッチンで野菜をカットし、店舗に送る。



セントラルキッチン



店舗に配送される袋詰め野菜

好事例5：社会福祉施設E法人

法人情報

老人福祉施設1施設(特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス等)

労働災害発生状況

ここ数年、労働災害は発生していない。

専門家による安全教育を実施しました

主な教育内容

パワーポイント教材 https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/careworker_slip_2020.ppt

● 社会福祉施設の労働災害は増加を続けている

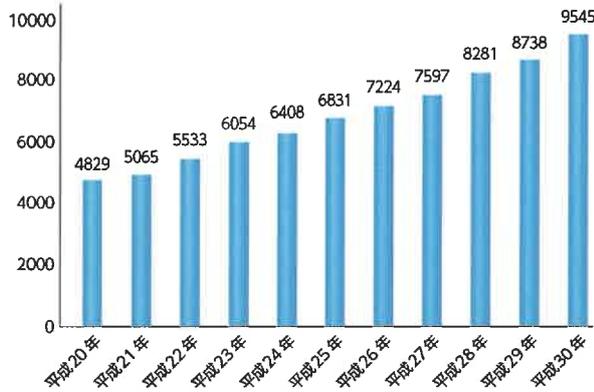


図 社会福祉施設の休業4日以上死傷災害発生状況

● 労働災害の30%超は転倒災害。最も多い

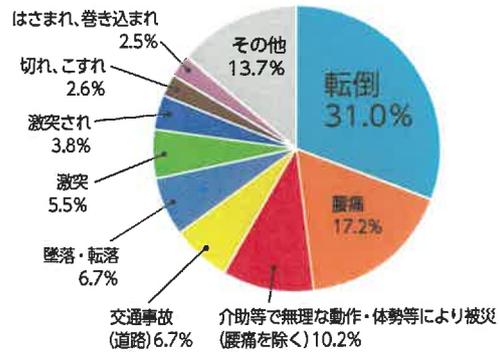


図 社会福祉施設の事故の型別休業4日以上死傷災害(H28)

注) 事故の型「動作の反動・無理な動作」は発生状況を踏まえ、「転倒」「腰痛」「介助等で無理な動作・体勢等により被災(腰痛を除く)」「その他」に振り分けた。

● 転倒災害は高齢者に多く、休業1か月以上が60%超と重篤なものが多い

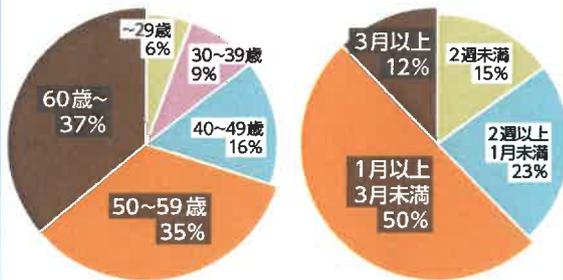


図 年齢別転倒災害発生状況(平成27年上半年「社会福祉施設」)

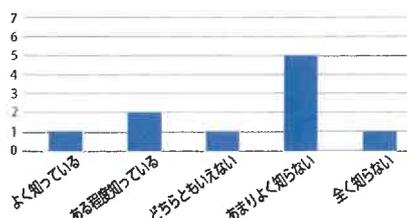
図 休業見込期間別転倒災害発生状況(平成27年上半年「社会福祉施設」)

● いろいろな転倒災害



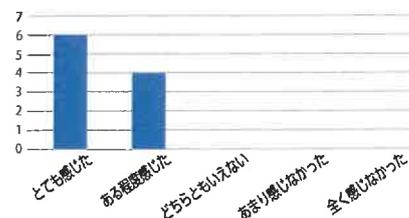
受講後アンケート結果(有効回答10)

問 社会福祉施設では転倒災害が多発していることを知っていましたか？



転倒災害の多発はあまり知られていなかった

問 本教育を受け、職場での転倒災害の危険を身近に感じましたか？



受講者の声

- ・忙しい中、常に、早足で業務にあたっている。利用者には安全の確保に努めていても、自分自身の安全はおざなりで、「つまずく」をよく見かける。環境整備が重要である。
- ・転倒しても、報告がなければなかったことになる。改善すべき場所そのまま放置されてしまう。転倒など起こりえる危険を、職場で共有することが必要であると感じた。